

第七回国会 内閣委員会 議録 第十一号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長代理理事 小川原政信君
理事 江花 謙君 理事 奈良 治二君
理事 船田 亨二君
理事 浅香 忠雄君 理事 玉置 信一君
理事 圓谷 光衛君 理事 永井 英修君
理事 吉武 惠市君 理事 木村 榮君
理事 松岡 駒吉君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

総務府事務官 鈴木 政勝君
(新聞出版用紙制当局長)
特別調達庁長官 根道 廣吉君
総務府事務官 岩水 賢一君
(特別調達庁長官官房長)

行政管理庁次長 大野木克彦君
地方自治政務次官 小野 哲君
総務府事務官 高辻 正巳君
(地方自治行政官房長)

外務政務次官 川村 松助君
外務府事務官 島津 久大君
(政務局長)

運輸事務官 荒木茂久二君
(大臣官房長)

電気通信政務次官 圓司 安正君
電気通信事務官 鳥居 博君
(大臣官房長)

委員外の出席者

運輸事務官 土井 智喜君
(大臣官房長)

文書課長 鶴封川 浩君
専門員

専門員 小關 紹夫君

三月二十七日

委員井上知治君、佐藤榮作君、丹羽 彪吉君、水田三喜男君及び山口六郎 次君辞任につき、その補欠として玉 置信一君、永井英修君、圓谷光衛 君、浅香忠雄君及び吉武惠市君が議 長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

総務府設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第一〇三三号)(参議院送 付)
審議會等の整理に伴う厚生省設置法 等の一部を改正する法律案(内閣提 出第一〇九号)(参議院送付)
社会保険審議會、社会保険医療協議 会、社会保険審査官及び社会保険審 査会の設置に関する法律案(内閣提 出第一三〇号)(予)

本日の会議に付した事件
外務省設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第一一〇号)(参議院送付)
電気通信省設置法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一四四号)
総務府設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第一〇三三号)(参議院送 付)

新聞出版用紙の制当に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第 一〇四号)
審議會の整理に伴う厚生省設置法等

の一部を改正する法律案(内閣提出 第一〇九号)(参議院送付)
運輸省設置法等の一部を改正する法 律案(内閣提出第一一九号)
特別調達庁設置法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一二七号)
北海道開港法案(内閣提出第一二八 号)

○小川原委員長代理 これより会議を 開きます。
委員長が所用のため、理事の私が委 員長の職務を行います。
本日は去る三月二十五日本委員 会に付託されました特別調達庁設置法 の一部を改正する法律案及び北海道開 港法案について、政府の提案理由の説 明を求め、質疑を行った後、本日の日 程について質疑の後、討論、採決に入 りたいと存じます。

まず特別調達庁設置法の一部を改正 する法律案について、政府の提案理由 の説明を求めます。根道政府委員。
特別調達庁設置法の一部を改正す る法律案
特別調達庁設置法の一部を改正 する法律

特別調達庁設置法昭和二十四年 法律第二十号の一部を次のよ うに改正する。
目次中第三章 地方支分部局(第 十三條―第十六條)を「第三章 地 方支分部局(第十三條―第十七條) 属機関(第十二條の二―第十二條の 三)を改正する法律案(内閣提出第 一〇四号)」と改める。
第五條 特別調達庁に長官官房及び 左の四部を置く。
財務部
契約部
技術監督部
勞務管財部
第六條第七項を次のように改め る。
七 各部に次長各一人を置く。
第七條第九号を次のように改め る。
九 法令案の審査その他総合調整 に関する部。
第八條から第十二條までを次のよ うに改める。
(財務部)
第八條 財務部においては、庁費以 外の終戦処理費及び解除物件処理 費並びにこれらに伴う特別収入の 経理に関する部をつかさどる。
(契約部)
第九條 契約部においては、終戦処 理事業費及び終戦処理業務費並び に解除物件処理費による契約に関 することをつかさどる。但し、不 動産及びこれに附属する不動産の調 達並びに不動産の返還に伴う契約 に関する部を除く。
(技術監督部)
第十條 技術監督部においては、左 の事務をつかさどる。
一 工事、役務及び備品(不動産

及びこれに附属する不動産以外の 物をいう。以下同じ。)の設計及 び積算に関する部。
二 工事、役務及び備品に要する 資材の供給に関する部。
三 工事の実施、役務の提供及び 備品の納入の促進、監督及び備 品の納入の促進、監督及び審査 に関する部。
第十一條 削除
(勞務管財部)
第十二條 勞務管財部においては、 左の事務をつかさどる。
一 連合国の要求する勞務者に關 すること。
二 備品の管理、出納及び輸送に 関すること。
三 終戦処理事業費による不動産 及びこれに附属する不動産の調達 及びこれらの物の評価に関する こと。
四 連合国の需要を解除された不 動産及び備品の管理及び返還に 関すること。
五 不動産の記録に関する部。
「第三章 地方支分部局」を「第四 章 地方支分部局」に改め、第十二 條の次に次の一章を加える。
第三章 附属機関
(附属機関)
第十二條の二 特別調達庁に、左の 附属機関を置く。
調達役務審議會
中央調達不動産審議會
調達機能審議會

及及びこれに附属する不動産以外の 物をいう。以下同じ。)の設計及 び積算に関する部。
二 工事、役務及び備品に要する 資材の供給に関する部。
三 工事の実施、役務の提供及び 備品の納入の促進、監督及び備 品の納入の促進、監督及び審査 に関する部。
第十一條 削除
(勞務管財部)
第十二條 勞務管財部においては、 左の事務をつかさどる。
一 連合国の要求する勞務者に關 すること。
二 備品の管理、出納及び輸送に 関すること。
三 終戦処理事業費による不動産 及びこれに附属する不動産の調達 及びこれらの物の評価に関する こと。
四 連合国の需要を解除された不 動産及び備品の管理及び返還に 関すること。
五 不動産の記録に関する部。
「第三章 地方支分部局」を「第四 章 地方支分部局」に改め、第十二 條の次に次の一章を加える。
第三章 附属機関
(附属機関)
第十二條の二 特別調達庁に、左の 附属機関を置く。
調達役務審議會
中央調達不動産審議會
調達機能審議會

(調達役務審議会)

第十二條の三 調達役務審議会を以て「役務審議会」とし、特別調達庁長官の諮問に応じ、設計、測量その他の技術的事項及び連合国の教育映画等の日本語版又は外国語版の編輯製作並びに調達されたホテル等の運営に関する調達役務について調査審議する機関とする。

- 2 役務審議会は、特別調達庁長官及び委員五十人以内で組織する。
- 3 特別調達庁長官は、役務審議会の会長として、会務を総理する。
- 4 特別の必要があるときは、役務審議会に、臨時委員を置くことができる。

5 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び設計、測量その他の技術的事項、若しくは教育映画等の編輯製作又はホテル等運営に關し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

(中央調達不動産審議会)
第十二條の四 中央調達不動産審議会(以下「中央不動産審議会」といふ)は、特別調達庁長官の諮問に応じ、調達不動産及びこれに附屬する不動産の評価についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

- 2 中央不動産審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附屬する不動産の評価に關し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

4 中央不動産審議会に、学識経験

のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、会務を総理する。
(調達藝能審議会)
第十二條の五 調達藝能審議会(以下「藝能審議会」といふ)は、特別調達庁長官の諮問に応じ、藝能に關する調達役務について調査審議する機関とする。

- 2 藝能審議会は、特別調達庁長官及び委員三十四人で組織する。
- 3 特別調達庁長官は、藝能審議会の会長として、会務を総理する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員及び藝能に關し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

第十二條の六 前三條に定めるものを除く外、第十二條の二の審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他これらの審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五條 仙台特別調達局(以下「仙台特別調達局」といふ)を「東京特別調達局(東京都に改める)」。促進監督部を「管財部」に改める。

第十六條第一項中「左の四部を置く。」を「局長官房及び左の五部を置く。」に改める。
本則中第十六條の次に次の一條を加える。
(附屬機關)
第十七條 特別調達局に、附屬機關として、地方調達不動産審議会

(以下「地方不動産審議会」といふ)を置く。

2 地方不動産審議会は、特別調達局長の諮問に応じ、当該特別調達局の管轄区域内にある調達不動産及びこれに附屬する不動産の評価について調査審議する機関とする。

- 3 地方不動産審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附屬する不動産に關し学識経験のある者のうちから、特別調達局長が任命する。
- 5 地方不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

6 会長は、会務を総理する。
7 前六項に定めるものを除く外、地方不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方不動産審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第六項を次のように改める。
旧法による特別調達庁の役員又は参事若しくは主事(以下「旧職員」と総称する)であつてこの法律施行の際附則第二項但書の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條第一項に規定する公務員となつたものに同法を適用する場合においては、その者の公務員として在職年の計算については、その在職年数に、旧職員となつた日の属する月から昭和二十四年五月までの旧職員としての在職年数に相当する年数を加えたものによる。但し、昭和二十五年四月三十日までに、特別調

達庁長官に文書をもつて反対の意思を表示した者に対しては、この限りでない。
7 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の適用については、前項本文の規定の適用を受ける者の旧職員としての在職年数は、その者の厚生年金保険法による被保険者であつた期間に算入しない。
附則第七項中「特別調達庁又は特別調達局」を「特別調達局」に改め、同項を附則第八項とする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○根拠政府委員 特別調達庁設置法の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

特別調達庁設置法は、昨年の六月一日から施行になつたものでありますが、その後多少の情勢の変化がありまして、本改正を必要とするに至りました次第でありまして、その概要を申し上げます。第一は、審議会に關する規定を設けた点でありまして、特別調達庁には従来五つの審議会があつたのでありますが、これを三つに整理して、今度設置法に入れることにいたしましたわけでありまして、第二は、来年度から終戦処理費の所管が、大蔵省所管から総務府所管に移ることになりましたので、これに應ずる規定を各部の所掌事務中に規定したことでありまして、第三は、東京の特別調達庁を調達に關する企画立案及び地方局の指導監督に専念する本庁と、調達の現業を行う

東京調達局とに分離したことでありまして、従来特別調達庁の本庁は、全国の約四割にわたる調達の現業と地方局の監督とをあわせ行つておりましたが、本庁が多量の現業事務をみずから行うことは適當でないと思ひまして、本庁の従来の五部制を四部制に圧縮いたしました。企画立案と地方局の指導監督に専念する簡素強力な機構をいたしまして、別に東京の大部分の職員をもつて、現業に専念する東京調達局を置くこととしたわけでありまして、第四は、従来附則に規定してありましたが、地方局の管財部の名称を管財部に改めて、これを第十六條中に移しまして、接収不動産事務、特に解除不動産補償事務と解除財産処理事務に万全を期することとしたことといたしてあります。

第五は、附則、旧法による特別調達庁の職員で、特別調達庁設置法による新機構に引継いだ職員の勤務年数等を、恩給年限に適用することとした次第であります。本改正案の概要は以上の通りでありますので、何とぞすみやかに御審議をお願い申し上げます。○小川原委員長代理 これにて政府の提案理由の説明を終了いたしました。御質疑はありますか。質疑がありましたら願ひいたします。――「北海道開港法案を御質疑がなければ、北海道開港法案をやることにいたしますが、まだ官房長官が見えられませんのであとにいたします。」○小川原委員長代理 次に外務省設置法の一部を改正する法律案、電気通信省設置法の一部を改正する法律案、総

理府設置法の一部を改正する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案、審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、運輸省設置法等の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして御質疑に入ります。御質疑はありますか。

○木村(農)委員 今度できました運輸省技術研究所に入る人は、今国有鉄道に勤めている人ですか。それとも他から入つて来るのですか。

○土井説明員 お答え申し上げます。このたびの運輸技術研究所は、従来運輸省にございました船舶試験所等を統合いたしますが、そのほかに鉄道技術研究所は、日本国有鉄道として運輸省から昨年六月以来分離しておりますので、その部分の研究職員は、今度運輸省の方へ参ることになるわけでありませう。

○木村(農)委員 その研究所へ入つた場合、今まで持つておりました、たとえば鉄道のパスとか、病院その他官舎といったふうなものは、やはり依然として利用できますか。それともそういうふうな特権はなくなるのですか。

○土井説明員 お答えいたします。国鉄の職員が運輸省の官吏になる場合、これはたとえ共済組合というふうな待遇の点は、そのまま存続いたすことになりま。従いまして病院等の厚生施設は、共済組合に関する限りは引続いて継続されるわけでございます。なおそのほかの公務員と、それから国鉄職員との待遇の問題につきましては、今の運輸省の官吏と国鉄職員との関係と同じになるわけでありませう。

○木村(農)委員 今度船舶業者の面が、

来月からかわつて来るわけなんです。が、今まで船舶運管会の運営の委員会でやつていたのが、今度は各船主の責任においてやるというふうにかかわるわけだと思つておられますが、その結果、来月ぐらゐから現在就職してあります船員の中で、相当職を失う。従つて相当な人数の失業者が出るだらうというところが、わさされておられますが、それに対して運輸省の方ではどのくらいと見ていらつしやるか。対策をお考えになつておるか、承つておきたいと思つておられます。

○荒木政府委員 御承知のように、四月一日から船舶の運航態勢がかわりますけれども、そのために船員の失業者を出すというところは起きないであらう。同時にまた起きないようになつたいと、運輸省ではせつかく対策を講じておるわけでありませう。

○木村(農)委員 もしその場合、船主の方の探算上とかその他のいろ／＼な関係で、どうしても雇つておけないといったふうな場合は、何か補助とか何とかいう方法はないのですか。

○荒木政府委員 今出ております予算に四十二億四の補助金が入つておるわけでありませう。その補助金は、内航船舶の船舶に対してのみ補助金を出す、こゝろにことになつておられます。従いまして船舶に関するその補助金が出るというところにつきまして、その海運業者が補助金を受けます限度において、やはり予備員を保有しておくこと、可能な部分が出て来ると思つておられますので、今ただちに首を切らなければならぬという事態にはならない、こゝろに考へておられます。

○木村(農)委員 船舶の問題ですが、

緊要という限度は何ですか。たとえば北海道と東京間をやる場合に、ほんとうはその船の速力、能力をもつてすれば何航海できるというところがわかつておられます。ところが荷物がなくとも、か、その他いろいろな事情で、わずかに航海が二航海しかやれぬ。これは半ば緊要状態が来ると思つておられます。そういうものは緊要と見ないで、とにかく全然緊要したものというものは、どのくらいな標準になるのですか。

○荒木政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわかりませう。

○木村(農)委員 たとえば私の果は鳥根果ですが、あの隠岐汽船というのには、今二隻で交互にやつておられます。ところが石炭代を他の関係で、二隻を動かす会社も持たせません。べらぼうな費用がかかる。しよらがないから、一隻は緊要したることになつてしまつておる。しかし実際はたま／＼やらぬと荷物がつかえたり、いろいろな事情があつてやるわけなのです。これは緊要と言へば緊要ですが、たまに、一箇月に一回とか、二箇月に一回とか動かすわけなのです。そういう場合はどうなるのですか。

○荒木政府委員 政府で補助いたしたものは、一箇月以上継続して緊要したものでなければ補助を出しにくいかな、こゝろにことにスキヤップ・インのなが出ておられますので、とき／＼たまにでも動かして、一月以上継続しないというものに對しては補助は出ないわけでありませう。

○木村(農)委員 そうしますと、完全に一箇月以上緊要せなければならぬ理由とか、その他の条件というものは、どんなふうな方法で御調査なさいませうか。

○荒木政府委員 それは政府がきめるわけでございます。荷動きによつてきまるわけでございます。荷動きがあれば緊要する必要もありませんし、また荷物があれば緊要する期間が少く済む、こゝろにわけでございます。一に経済界の事情によります荷物の動きによつて支配されるものと考へます。

○木村(農)委員 それはそれでしようが、しかし動かせば損だといふことがわかつておる。ほんとうは緊要してしまふべきいわけですが、緊要してしまふと一般のお客や何か困るわけですから。特に佐渡島なんかそういうことがあるのではないかと思つておられます。なんかの果の隠岐汽船なんかも困つておる。動かせば損が行く。緊要した方がいければ、実際は緊要できない、こゝろに点は何か特別な補助金も少々は出ておられますけれども、そういう事情をほんとうに認めて、何か特別な補助というものは、今のところできませうか。

○土井説明員 お答えいたします。ただいまの御説明でございますが、船舶運管会の今まで定期船舶をいたしておりましたのは、今度船主へ返ります分は主として貨物船でございます。不定期の貨物船でございますので、定期の旅客船等につきましては、従来も船主が自分で運航しておりました。それの方の補助金は、別に海上運送法によりまして支給されておるわけなのであります。

○小川原委員長代理 他に御質疑はございませうか。他に御質疑がなければ、ただいま議題となりまして六法案を一括議題として、これより討論に入ります。

○木村(農)委員 他のは省略いたしました。用紙割当の方なのですが、これはこの前からこの割当庁設置法はもうやめるといふことをしば／＼言明なされておられますが、今日まだ実現できない。しかもあの法案は御承知のように、最初は用紙の供給が不足しておるから、国家経済の現状によつて云々といふことがあつたつておる。その後の状況を見ますと、一般商業紙なんかは全国的に大体一割ないし二割の増配を行つておる。しかも最近夕刊を各社ともど／＼と大幅に出す。しかもこの間聞きまして、あれは統制外のせんか紙だといつたふうな御説明があつたのですが、これはそれ／＼いふことを言わなければならぬから言つておるだけで、ほんとうはそれ／＼なのです。そういうふうな状況であるにかかわらず、労働組合の機関紙とか、あるいはまた農民組合その他政党的機関紙といったものに對しては、一つも増配もしない。増配の申込みをやつても一つも実現させないといつたふうなことは、これはきつめて一方的なやり方である。巧みに言論出版の自由を圧殺するものだ、そういう意味合いから、この際私たちはこの法案を廃止していい時期に来たと思つておられます。そういう立場から私は今度の改正案には反対の意見を持つておるわけでありませう。特に最近の状況を見ますと、割当審議会というものが不公平であつて、なつておらぬ、そういうことを考へまして、廃止していただきたい、これが私の反対の理由であります。あとは省略いたします。

○小川原委員代理 江花静君。

○江花委員 自由党を代表しましてただいま提案になつております諸法案に賛成をいたします。このたびの諸法案を提出された趣旨は、いずれも他の法令との関係で、文言その他を整理する、あるいは先ほど来の政府の方針としまして審議会の廃止あるいは整理というものに即応した改正であります。全面的に賛意を表します。

○小川原委員代理 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。ただいま議題となりました六法案に対して賛成の方の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕

○小川原委員代理 起立多数。よつて各案は原案の通り可決いたしました。各案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○小川原委員代理 御異議なければさうとうりはからいます。

○小川原委員代理 次に北海道開発法案を議題といたします。

北海道開発法案について政府の提案理由の説明を求めます。

北海道開発法案

北海道開発法

(一)の法律の目的

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に關する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道総合開発計画)
第一條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画(以下「開発計画」といふ)を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年から当該命令を含むの規定に従ひ、実施するものとする。

第二條 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出)
第三條 関係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることが出来る。

(北海道開発庁の設置)
第四條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、北海道開発庁を設置する。

第五條 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開発庁の所掌事務の範囲及び権限)
第五條 北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に關する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開発庁に置かれる特別な職)
第六條 北海道開発庁に大長一人を置く。

第七條 大長は、長官を助け、庁務を整理する。

第七條 北海道開発庁に、参与十人以上を置き、庁務に参与させる。

第八條 参与は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

第九條 参与は、非常勤とする。

(北海道開発審議会)
第八條 北海道開発庁に北海道開発審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に關する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開発庁長官に建議することが出来る。

第十條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 衆議院のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 北海道知事

四 北海道議會議長

五 学識経験のある者 十人以上

委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることのできる。

委員は、非常勤とする。

審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

会長は、会務を整理する。

前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

第十一條 北海道開発庁に置かれる職員は、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第十二條 北海道開発庁に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則
第一 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年年度において国の施行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することが出来る。

総理府設置法の一部を次のように改正する。
第十七條中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

第十八條中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

行政管理庁	行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
北海道	北海道開発法(昭和二十五年法律第二十号)

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的な開発に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附属機関として北海道総合開発審議会議を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会議の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

○増田國務大臣 北海道開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

国民経済の復興と人口問題の解決とは、現在わが国が当面する緊急かつ重要な課題でありまして、そのために資源の開発を必要とすることは言をまたないものであります。国土の狭小なわが国にとりましては、未開発資源の今なお豊富に存在する北海道を急速に開発することが国家的要請であると存するものでございます。北海道の開発は明治の初年以來行われて来たのであります。四国の二倍に九州を加えた面積の地に、現在なお人口わずか四百万人を擁するにすぎず、その産業もおおむね原始的段階の域を脱していない状態にあるのであります。このような経済的後進地の開発は、総合的な計画のなれば、十分な効果を期待できないのであります。現在北海道開発事業

は関係各行政機関が個別的に立案施行しているものでありまして、その間に綜合性、統一性を欠き、北海道に投入される国の事業費の効率發揮上はなほ遺憾の点が多いのであります。これらに力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考へ、これに関する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにいたしましたのであります。

次に法案の内容の概要を御説明いたします。

第一條は、この法律の目的を規定しているものであります。すなわちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする旨を規定しているものであります。開発に関する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に北海道総合開発計画に関する事項、第二に北海道開発庁に関する事項、第三に北海道総合開発審議会に関する事項であります。

第二條及び第三條は、北海道総合開発計画に関する規定であります。北海道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画を言うのであります。国は国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年年度から実施する旨を規定し、国が国策として北海道の総合開発を強力に遂行する意図を明示したのであります。なお北海道開発計画は、国が樹立し実施するのでありますが、これに関係地方公共団体の意向を十分に反映せしめる必要

がありますので、関係地方公共団体が開発計画に関し内閣に意見を申し出ることができるとしたものであります。

第四條以下は主として北海道開発庁に関する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを専管する強力な行政機関の存在することを必要と考へ、新たに総理府の外局として国務大臣を長とする北海道開発庁を設置することとしたのであります。北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査し、立案する機関であります。同時に開発計画に基く事業の実施に関する関係行政機関の事務の調整及び推進に当る権限を有するものといたしてあります。

北海道総合開発計画は、前述のように昭和二十六年年度からの計画であります。北海道開発庁は、昭和二十五年年度においても国の執行する北海道の開発に関する事業に關し必要な事項を調査することができるよう附則に所要の規定を設けてをります。

北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤職員が置かれますが、別に非常勤の参与十人以上が置かれることになっております。参与は関係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庁務に参与させるものであります。これにより北海道開発庁の任務の遂行に当たり、関係行政機関との連絡協調につき遺憾なきを期せんとするものであります。

第八條から第十條までは、北海道開発審議会に関する規定であります。北海道総合開発計画の調査、立案等にあつては、広く各方面の知識経験を活

用する必要がありますので、北海道開発庁に付属機関として北海道開発審議会を置くこととしたのであります。

北海道開発審議会は、兩議院の議員、北海道知事、北海道議會議長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣の任命する委員二十人以上で組織することとし、北海道総合開発計画に関する重要事項について調査審議して、北海道開発庁長官に建議し、また北海道開発庁長官の諮問に応じて調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性にかんがみ、すでにこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聞くため、事実上の審議会が開催されておつたのであります。これは北海道開発庁が設置されまふと不要となるわけでありまふ。しかし北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和二十五年六月一日から、発足することといたしてありますので、それまでの間右の審議会を法制化し、総理府の付属機関たる北海道総合開発審議会とし、引続き北海道の総合開発に関する事項を調査審議せしめ、北海道開発庁に引継ぐこととしたと考へ、これに關する規定を附則に設けたのであります。

以上をもつて法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願いいたします。

○小川原委員長代理 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。何か御質問ありませんか。
○江花委員 今北海道開発法案の配付を受けまして拜見しますと、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与する

ために、北海道の総合開発計画を樹立する、そのためにこういふ法律ができるというところに承つたのであります。それで北海道はもろん今官房長官の御説明のありました通り、いろいろまだ未開発の資源もあり、ことに最近ではあそこが日本の領土の北端にもなつたというふうな見地から、いろいろ特殊の事情があると思ひますから、その点はきわめて適当な考へとも思ひますが、二、三の点についてお伺いしたいのは、もし開発計画が、こういふ日本の国民経済の復興あるいは人口問題の解決というふうなものになるとすれば、日本全体の国土計画というふうな見地から、北海道がその一環として、あるいは重要な一環として考へらるべきものではないか。単に北海道の開発計画というふうな、いわば部分的なもの、場あつたりの考へられるような方法で十分であるかどうかという点の一つであります。

もう一つは、国務大臣が北海道開発庁の長官として、いろいろな機關、北海道開発審議会というものがあつたようでありまふが、北海道の知事がやはりこの開關に關するいろいろ重要な事項についての権限をもちろん持つておると思ひます。しかるに北海道知事は審議会の一参与として北海道の道會議長といふものと一緒に加つておるだけでありまふ。もろん衆議院、参議院から加わる者は、北海道の出身の方が大體なられることになるかと思ひますが、これはやはり自治という見地からいつても、北海道の知事の一つの権限といひますか、職務範圍とどういふ開連になるのか、この二点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○増田國務大臣 江花さんにお答え申し上げます。御質問の点はいずれもごもつともな点だと拜承いたします。第一の点は、国全体の開発計画というものがあつて、北海道の総合開発計画もとりよつて日本の四つの島を含めた全体の総合国土開発計画と相互連関性を持ち、しかもその一環として計画を樹立されなければならぬ、こうわれわれは考へておる次第であります。それから第二の点でございますが、北海道知事がこの北海道の総合開発計画について主導的立場を持たなければならぬという御質問も一応ごもつともであります。道というものが北海道の総合開発計画なり、北海道の繁栄をはかるために自治団体として存在することは当然でありまして、道會議長あるいは知事がこういふことについて主たる責任を持つことは当然であります。しかし一面江花さんも御承知の通り、たとへば通商省、建設省、あるいは農林省等がそれ／＼国費を直接に北海道に投下いたしまして、国の事業として北海道の開発をいたしてをります。しかしながら各省各庁相互の連関性において、終戦後においていささか欠けるうらみがあるのではありませんか、そういう意味から北海道の開発に國幣を十分に投じてやる——各省各庁においておの／＼自分の最善と信ずるところをもつてよりやつてはおるのでござい

ますが、やはり各庁各省の間において綜合性なり、連関性がなければいかぬという意味において、その前提となる開発計画はぜひとも綜合性ある開発計画を立て、その執行は各省各庁において行つてもらわなければならぬ、こういう立場をとつた次第であります。

しこうして国の行方計画は自治団体の
行方開発計画と密接なる連関性を持
ち、有機的に働かなければならないの
でありますから、北海道知事、北海道
議会議長あるいはもとと広く申します
と、北海道の各市町村は総合開発計画
についてもつと関心を持たなければな
らないし、また発言権を持たなければ
なりませんから、明文を設けて、
第十條に北海道知事、北海道議會議
長、これは必ず入れなければならぬ
ということにしてあります。御説のよ
うな御趣旨はこの中にうたい込んで
あると考えておる次第であります。

○木村(榮)委員 一つ私のおからぬ点
を聞いておきますが、第二條の第二項
に「開発計画は、北海道における土地、
水面、山林、鉱物、電力その他の資源
を総合的に開発するための計画とし、
その範囲については、政令で定める。」
となつておりますが、その範囲とい
うのはどんな意味ですか。

○増田(國務)大臣 木村さんにお答え申
し上げます。第二條の第三項の開発計
画は、これ／＼を総合的に開発するた
めの計画として、その範囲については
政令で定めるといふことは、結局この
土地、水面、山林、鉱物、電力その他
の資源といふものと、相当重要資源の
こととごいふことが、これらを総合的
に開発するための計画である。しこう
してこの土地をどの範囲まで含ませ
るか、水面をどの範囲まで含ませる
か、山林をどの範囲まで含ませるか
といったようなこと、また山林につきま
しても、かりに民有林と官有林とがあ
るといふことです。その民有林と官有林
について、たとへば十勝のこれ／＼の官
有林は入るとか入らないとか、鉱物に
いたしましても、たとへば水銀と石炭

は入るけれども、硫化鉄は入るとか入
らないとか、そういうことを政令でさ
らに定める趣旨でありまして、大体に
おいて総合的に北海道全体を開発し
たいのでありますから、疑義が起き
たときにおいて政令で定めるとおと
りくださつたらいいと思ひます。積極
にこの範囲を第二條第二項があるに
かわらず政令で特定するということ
なしに、疑義が起きたような場合にそ
の範囲を政令で定める。その範囲と
土地、水面、山林、鉱物、その他の資
源の開発計画を立てて開発いたします
が、その資源の範囲で政令で特定す
るという意味に御了解くださればつ
つでございます。

○永井(英)委員 聞くところによりま
す、国土開発法を提案になるとい
うことを聞いておりますが、その総合開
発と北海道の開発との関係、先ほど
ちよつと言われたようであります。が、
実際に総合開発の法律が出た場合に、
この北海道開発との関連はどういふ
うになるか、その点伺ひます。それ
からもう一つは、安定本部が大体総合計
画をやるのであります。安定本部と
北海道開発法はほとんど関連性がな
いように見受けられますが、この点い
かがですか。

○増田(國務)大臣 永井さんの御質問は
先ほどの江花さんの御質問と通関の
問題だと思ひます。すなわち先ほど
江花さんから、北海道の開発計画は
全体の総合開発計画と密接不離の関
係を持たなければならぬ、こういうよ
うな意味の御質問がありました。それ
に對してお答えいたしました。御説の
通りでございます。国土全体の総合
開発計画の一環として北海道総合開

計画があるべきものである、こう考
えております。しかしながらわれ／＼が
北海道の総合開発計画を立て、これが
実施の推進に當るために、特に法案を
設け、それから北海道開発法を設けん
とするゆえんのものは、ただいま提
理由にも申し上げました通り、戦後
においては北海道がただ一つの日本に
残されたる資源方面におけるホープに
なつておる。この四つの島にわれ／＼
八千万の日本国民が平和にして幸福な
る生活を送らなければならぬように相
なつたことにつきまして、北海道に
賦存する資源はこれを科学的の総合性
のある計画のもとに開発して、国民生
活の安定向上に資しなくてはならぬ
い。他の三つの島と比較いたしまし
て、その内容が非常に違つてありま
して、明治二十七年ごろまでは北海
道の開発に日本全体が非常に努力した
のであります。が、海外発展といつたよ
うな傾向になりましては、北海道はど
つちかと申しますと、多少遺棄され
たと申すべし、忘れられたやうな形にな
つておるのであります。北海道に賦存す
る各種資源を開発しておる程度が内地
に比べますと、格段の相違がある次第
であります。態様が非常に違つて
ありますから北海道の開発計画とい
うものは、全国四十六都道府県ご
いですが、四十六都道府県ごい
るといつたやうな意味において開
発したのでは、時間もかかるし、また国民
全体の期待にも沿ひ得ないから、特に
ここは重点的に力を入れまして、率直
に申しますと、資源の見地から見ます
と、北海道はまだセミコロニー、そ
ういふ言葉を使つていいか悪いか疑問

でございますが、資源の見地から見
ますと、まだ未開発地域である。その点
は東北等も未開発の地域が相当ござ
います。しかし本州、四国、九州とは
比較にならない程度において、開発が
されてないところでございます。す
から、特に開発法を設け、それから北海
道開発法といつたやうな役所をつ
くり、総合開発計画を樹立することをこ
の専管事務とする。また開発計画の遂
行について、各省、各庁を推進する。
抽象的な仕事でございますが、まだ企
画庁といつたやうな一つの役所がも
つて存在して理由がある、こうい
う見地から、これから皆様に御審議を
願ひ、また可決、通過成立を願ひ次第
であります。もとより永井さんの御
説の通り、総合開発計画の一環でな
くはなりません。たとへば電力を日本
が数千万キロワット超すといふやうな
場合に、北海道の割がどのくらいで
あるかといふことが、北海道自身の電
力資源の開発といふこととまた結び
ついて、調和がとれていないといけ
ない。調和がとれていないといけ
ないのであります。石炭についても、あ
るいは水産資源につきましても、い
ずれも国土全体の総合開発計画と調和
がとれた、その一つの要素といふ意味
で開発されなくてはならぬ、こう私も
は確信いたしております。そこで国土
全体の総合開発計画につきましては、
ただいま内閣に、閣議決定を基礎と
いたしまして、北海道開発審議会と同
様の国土総合開発審議会が設けられて
おります。ここにおいて北海道を含む全
国土の総合開発計画を樹立しようとし
ておりますが、まだ実はその運びに
至つておりません。今回政府において、
国土総合開発法という法律を提出いた

でございまして、その中身をあら
かじめ申し上げますと、総合国土開
発法の企図するところは、総合国土開
発審議会というものを内閣に付置いた
しまして、その事務局に安本の建設局
を建設局を設けたいと考へてお
ります。安本事務局が国土総合開
発審議会の事務局になつて、そこで樹
立される総合国土開発審議会の開
発計画の一環に、北海道の総合開
発計画は相なる次第でござい
ます。ほんとうは一つのこと
ころで全部やればよいじやないかとい
う御説も出ると思ひますが、北海道は
今申しました特別の性質がございま
すから、特に一つの庁をつくりまして、
りつばな総合開発計画を立て、これを
実施に移したい。またこれが推進に
當らしたい、こういうつもりな
のでござい
ます。

○小川(原)委員 他に御質問はあ
りませんか。

○木村(榮)委員 北海道のことと関係
のないこと、ちよつとこの際官房長
官にお尋ねしておきたいのです。と申
しますのは、例の国鉄決定並びに専
売の問題ですけれども、あれは向う
さんの何かで扱えないといふふう
にきまつたことと申す、政府の方は
現在の公務員並びに国鉄、専売の従
業員の窮状を考へて、特別な方策を考
へておられますか、承つておき
たいと思ひます。

○増田(國務)大臣 専売公社関係の裁定
は、第十六條第一項に該當しない、す
なわち予算上、資金上支払いが可能
になつた次第であります。そこで全
面的にこれを受諾いたしました。衆議院の
労働委員会においても、われ／＼の付
議した議案が自然消滅になつたとい

ことを議決された次第であります。

それから国鉄の裁定は、御承知の通り両院において承認がなかつたのでありまして、わたくしの見るところでは、裁定は効力を発生しなかつた。すなわち効力の関係においては裁定は消滅した、こう見ております。もとより係争事項になつておることは、木村さんの御承知の通りであります。そこでこの裁定の問題と離れて何らかの給与を払えるかどうかということとをずつと検討してありますが、国鉄全体としては、一般会計から三十億も借りておるといふような状況でもあり、多少の余地が出ないでもなかつたのであります。この支出も大蔵大臣の流用というものの許可が必要になりまして、各方面それらの関係を折衝いたしてみましたが、不可能といふことになりました。そこで不本意ながら政府といたしましては、支出ができないといふことに相なりました。

第二次裁定につきましては、予算上、資金上は、ただいまのところ支出は不可能でございますから、公労法第十六條第一項に該当する。そこで去る土曜日に公労法第十六條第二項によりまして、衆議院に付議するという所定の手續を終つております。

小川原委員長代理 御質疑がなければ、これにて質疑を終りまして、本日はこの程度にて散会いたし、次会は明日午後一時より開会をいたし、特別調査法の一部を改正する法律案及び北海道開発法案及び本日付託になりました社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題といたしたいと思つておりますから、さよう御

了承を願います。なお明日の委員会は第八委員室で行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月十五日印刷

昭和二十五年四月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所